

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	豊中ひだまり保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 あけぼの会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	酒井 明菜 園長 中岡 優紀子 主任保育士	
定員（利用人数）	39 名 （ 39 名 ）	
事業所所在地	〒 560-0023 豊中市岡上の町2-1-8 ハートパレット2階	
電話番号	06 - 6845 - 8611	
F A X 番号	06 - 6845 - 8612	
ホームページアドレス	http://toyonakahidamari.net/	
電子メールアドレス	toyonaka.hidamari@akebonokai.jp	
事業開始年月日	平成 28 年 9 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 14 名	非正規 5 名
専門職員※	保育士 14名、看護師 1名、管理栄養士 2名、調理師 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0才児、1才児、2才児）、相談室、更衣室、医務室、調理室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

〈法人理念〉

個人の人権を尊重し、健全な心身の発達と保持を保障するとともに最善のサービスの提供に努めます

地域社会に開かれた施設として
地域福祉の拠点となり、社会貢献に努めます

〈保育理念〉

生涯にわたる生きる力の基礎を培う

〈保育方針〉

- 子どもの生活が豊かになるよう人的環境・物的環境（人・物・場）などが相互に関連し合える環境を構成する
- 子ども自身が心情・意欲態度発揮できる環境を構成する
- 豊かな生活体験の中で、感じたり、気付いたり、理解できたりする環境を構成する

〈保育目標〉

- 生活を通して自分発揮できる素地を培う
- 生活を通して思いやりが持てる心を育む
- 生活を通して健康な心身を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

○ 生活を通して

初めて集団生活をする幼い子どもたちが安心して過ごす事ができるように、できるだけ家庭に近い環境で生活することを心掛けています。大好きな大人にゆったり関わってもらうことが何よりも大切な時期です。0、1、2歳児共に担当制で保育をし、特定の保育者との愛着や信頼関係を深めています。集団の中でも可能な限り1対1の関わりを大切にし、子どもの思いを受け止め、あるがままの子どもの姿を大切に受け入れる事で心地よい園生活を送ることができるように努めています。今の自分を大切にされることで「人っていいな」「人が大好き！」と子ども自身が感じられるようにと願い保育にあたっています。それを根っこに“おもしろそう”“やってみたいな”と、好奇心があふれる子どもに育つよう、保護者と共に子どもの育ちを支えています。子どもの背景にある保護者や家庭環境にも目を向け、園や家庭での様子、気になること等ハンドブック（連絡帳）や送迎時の対応の中で密に連携をとり、情報共有をしたり、支援を行ったりしています。子ども同士の喧嘩やトラブル、集団生活ならではの経験と捉えて、互いに刺激を受ける事による成長を、保護者と保育者で見守りながら日々過ごしています。園児全員が大きな家族のような、アットホームな雰囲気の中、のびのびと生活をしています。

○ あそび

心地よい風や太陽の光、そして近隣の方との出会いが五感を刺激します。1日1回は外気に触れ、太陽の光や風に当たる事ができるよう、戸外へ出かけています。散歩の道中では出会う人たちと挨拶を交わし、公園では遊びに来ている同年齢の子どもたちと触れ合う等してコミュニケーションを大切にしています。身近なものや人との関わりを通して様々な体験や発見をし、日々の生活の中で沢山遊び、五感を使って考え感じ取る生活の中にも心を弾む刺激が沢山溢れるようにしています。室内では自分で好きなあそびや場所を選んで遊ぶ事ができるコーナー保育の中で、子ども自身が「やってみたい！」と好奇心を持つ事ができるように、あそびを仕掛けています。子どもが主体、子どもが第一をモットーに、思いが満たされるよう十分な時間と環境を整えています。

○ 環境

木のぬくもりを感じる保育室、窓から差し込む木漏れ日、風が頬をなでる心地良さ、保育園は大人も子どももどこかでホッとできる場所でありたいと思っています。子どもの目から見える景色には、様々な刺激があります。保育室内は自然の色で配色されたり、木材を基調としたり、こだわりを持った設計になっています。園外では植物や生き物、風の匂い等、季節を感じられる材料は沢山あります。園内でも花や自然物を飾ったり、子どもたちと作った制作を壁面にしたりし、自然や季節を室内でも感じられるよう心掛けています。いつも清潔で安心して這い回れる、自然や木の温もりを肌で感じられる、そんな陽だまりのような温かさを持つ事ができるような保育園を目指しています。

○ 食育

旬の食材を取り入れ、薄味、和食中心とした献立を栄養士が作成し調理しています。個々の様子に合わせた食事内容や形態、形状にも留意しています。食材に触れたり変化したりする過程から、食べる楽しさを味わう事ができるよう、クッキング保育も取り入れています。アレルギー食への配慮も行い、友だちと一緒にものを食べていると感じられるような見た目を大切にしています。調理室も保育室の身近にあり、匂いを嗅いだり、子どもと栄養士が言葉を交わしたり取りをしたりしています。又、園に食材を届けて下さる業者の方の顔や何を運んでいるかがわかるよう、スロープに写真を掲示する事で、出入りのある際に子どもから声を掛ける姿も見られています。好き嫌いや量など個人差はありますが、楽しい雰囲気の中での食事、食べる事の楽しさ、大切さを感じられる食事になればと願っています。

○ 地域

地域で共に子育て支援を行う為の「拠点」となり、多くの方に利用して頂けるよう、ひだまり広場や赤ちゃんの駅を行っています。ひだまり広場では、栄養士による離乳食の作り方や試食、保育士による育児相談、手あそび、おもちゃ作り等、様々な活動を楽しんで頂いています。又、散歩に出掛けた際に挨拶を交わしたり、隣接している子育て支援センターと連携を取ったり、商店街やスーパーに足を運んだり地域の方々との交流も大切にしています。地域共生社会と言われる近年、災害も多い今の時代に、地域の方々との連携は欠かせないと痛感しています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	平成31年2月19日～平成31年3月25日
評価決定年月日	平成31年3月25日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1401C045（専門職委員） 1701C011（専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

豊中ひだまり保育園は、3年前に開園（平成28年9月）した乳児保育園です。法人内では、2番目の評価の受審です。今回、先月2019年2月の初めに法人の事務長より受審の相談を電話で受けた際、法人内の東豊中ひだまり保育園（小規模A型）と共に2園一緒に「今年度平成30年度内（3月末迄）」に終えたいとの要望を受けました。弊社は、2005年から大阪府・兵庫県・全社協の認定を受け評価機関を運営しているも、契約～受審迄の準備日数が平均6-10カ月間要しており、2カ月の短期間では相当な困難が予想され、園の負担が大きいと考えられるが、それでも挑むのかと返答しました。それに対し、事務長の「全力で取り組むとの強い意志」を受け、内心大丈夫かなあと思いつつ、早速取り掛かってみました。従来より、管理職は法人内で鍛え上げられている為か、弊社よりの問い合わせに対する確かな返答、時間管理の良さ、対応スピードの早さ等で、みんなで全速力でもがいた結果、何とか当初の要望に、応える事が出来ました。

また、第1者評価の「自己評価」、第2者評価の「保護者アンケート」及び改善等、内容面でも園長・主任保育士を中心に、全職員が（法人の事務長のサポートも受け）真摯に時間をやり繰りし、日頃の保育を振り返って努力をされた結果、短期間ではありましたが、予想以上に、良い出来映えに仕上がっています。運営管理の「基礎固め」は整ったので、『さあ～、これから、一層の飛躍を致しましょう』

◆特に評価の高い点

(1) 「育児担当制」を取り入れることにより、一人ひとりの子どもが、職員との安定した愛着関係を土台として、健やかに育ちゆくことを目指す保育を、丁寧に実践されています。

(2) 「言葉を手渡す」ように子ども一人ひとりに寄り添い語り掛ける保育を実践しており、日常的に職員間で保育姿勢を振り返り、スキルアップを目指す機会があります。

(3) 福祉人材の確保・育成計画において、研修形態・意義・機会・方法等を「研修計画と具体的な内容」で方針を示し、「人事評価表」に基づく職員の「階層別の研修計画」、「全体計画」を策定して指導・育成が実施されています。

(4) マニュアル、記録等の標準化は進んでおり、特に『個人情報取扱規定』、やむを得ず職員が情報を持ち出す場合の「個人情報持ち出し記録」の様式が良く出来ています。

(5) 2019年2月に実施した「保護者アンケート」結果の内容が良いです。日頃の良質かつ家庭的で、誠実な保育の賜物と思われます。
(回収率 94.5% 5点満点での保護者満足度 園平均値 4.9点)

◆改善を求められる点

評価基準 22番 II章-3-(1)-② 着眼点 ⑤ 外部監査は実施していません。

(参考) 会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益10億円を超える規模迄、至っていません>

厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、

平成30年度	収益30億円を超える法人	又は	負債60億円を超える法人
平成31・32年度	収益20億円を超える法人	又は	負債40億円を超える法人
平成33年度	収益10億円を超える法人	又は	負債20億円を超える法人

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は短期間で評価を行って頂き、心より感謝申し上げます。
第三者評価受審にあたり、まずは自己評価をする中で自園を振り返り、見直し事項や改善点が目に見えてきました。
当日も1つひとつ確認させて頂く中で、振り返りや見直しをする事ができました。
総評・結果を基に、園の強みを補強すると共に見直しや改善を行い、より良い園となるよう向上し努めていきたいと思っております。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人理念、保育理念・方針・目標を事業計画・「入園のしおり」・パンフレット・ホームページに記載して、入職時、園内研修、職員会議等で繰り返し職員へ周知しています。訪問調査3/19(火)の際に、職員一人ひとりの脳裏に法人理念、保育理念が刻み込まれているか暗誦を求め、確認しました。また保護者には、「入園のしおり」を配付したり、園内掲示して周知が図られています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	市の園長会、地域福祉ネットワーク会議、研修への参加や市役所と連絡を取り合ったり、『豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか』（平成29年10月改定）の内容を把握・分析したりしています。また「中・長期事業計画」に取り入れ、コスト面は理事会等で報告・相談して対応しています。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	『こどもすこやか育みプラン・とよなか』（平成29年度事業実施報告書2018年12月25日）より、豊中市の子育て環境の現状から、0歳～5歳児童人口・総人口の推移、児童の施設等通園状況割合等を分析し、経営課題を認識したり、「改善計画書」を策定して、各課題に対して責任者を設けて職員間で共有して取り組み、法人の園長会議、主任会議、理事会等にて報告し情報の共有をしています。また、法人のスタッフ・ポリシーの「もったいないを大切にしよう」から、節電や節約を意識して取り組んでいます。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	5カ年の「中・長期計画書」にて、事業計画、年度予算、人事考課、研修による育成計画等を策定して、実施状況の評価、見直しも行われています。（「中・長期計画書」「改善計画書」にて確認）	

5	I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	(コメント)	「平成31年度 豊中ひだまり保育園事業計画」では、1. 重点的に取り組む目標・計画 2. 具体的な項目と取組方法を明確にし、5つ（保育内容、食に関する事項、保護者との連携支援、職員関係、地域支援・連携）の分野に分け詳細に策定しています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	(コメント)	「事業計画」を策定し、職員にも周知して実施状況の評価や見直しも行われています。（「事業計画」、「入園のしおり」、「改善計画書」にて確認）	
7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
	(コメント)	「事業計画」は、保護者に知らせる為に、「入園のしおり」等に記載し、配布・説明し、玄関に「重要事項説明書」、『運営規程』のファイルと共に常時設置し周知、理解を促しています。	

			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	(コメント)	クラスの打合せやチーフ会議、園内研修等で検証し実践しています。また、毎年の「保育園全体の運営管理に関する自己評価」等による検証を行い質の向上に取り組んでいます。法人監事による内部監査、第三者評価を受審し、その結果を基に園全体としての課題・改善に取り組んでいます。	
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	(コメント)	保育園として取り組む課題は「改善計画」を作成して、項目ごとに改善の担当（複数名）を定めて職員間で共有して取り組み、園長、主任保育士による実施状況の評価、見直しも組織的・計画的・体系的に実施しています。（30年度「改善計画」にて確認）	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

			評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	(コメント)	施設長の役割と責任を「職務と役割及び要務内容」や「職務分担表」で文書化し、職員会議やクラス会議等で説明して周知しています。有事における役割と責任や不在時の権限委任等については、『組織体制図』、『防災マニュアル』にて明確化されています。	

11	II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
		<p>法人や市の園長会、研修等に参加して法令遵守(コンプライアンス)に率先して努め、「遵守すべき法令一覧表」を作成して職員の意識統一をしています。訪問調査 3/19(火)の際に、職員一人ひとりの脳裏に関係法令が刻み込まれているか暗誦を求め、確認しました。</p> <p>(コメント) 職員が回答した関係法令の一部抜粋 :</p> <p>①子ども・子育て支援法 ②児童福祉法 ③社会福祉法 ④個人情報保護法 ⑤労働基準法 ⑥労働安全衛生法 ⑦消防法 ⑧児童虐待の防止等に関する法律 ⑨食品衛生法 等</p>	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
		(コメント) 「月週案」・「個別別指導計画」の添削指導や、日常的に保育に入り、適時アドバイスや確認を行っています。また、打ち合わせ(職員会議・チーフ会議・専門職会議・園内研修等)に参加して、現状の把握や改善策について共に考え実践しています。各職員の「研修計画」をたてて、シフトや勤務状況を勘案して園外研修の参加や園内研修を実施しています。	
13	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
		(コメント) 「改善計画書」を基に、理事長や法人の園長会で相談しながら現状の把握・課題への対処に取り組んでいます。「改善計画書」では各課題への責任者を振り分けて、状況を主任保育士と確認して改善に取り組んでいます。	

			評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
		(コメント) 人材の確保・育成計画において研修形態・意義・機会・方法等を「研修計画と具体的な内容」で方針を示し、「人事評価表」に基づき階層別に職員の「研修計画」及び「全体計画」を策定して指導・育成が実施されています。また、採用に繋がるよう実習生やボランティアの受け入れや就職フェアへ参加して採用活動を行っています。	
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
		(コメント) 『就業規則』に人事基準が明記されており、階層別の研修体系に「求められる職員像」と研修内容を定めています。職員の「自己評価」を年2回(前期、後期)行いその内容をもとに職員と課題やステップアップへの道筋、改善策を共有して人事評価が行われています。また、採用時には、「面接チェックシート」も使用し、基準を定めています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
		(コメント) 有給休暇の取得状況・消化率・時間外労働・勤怠表・疾病状況等を記録し把握しています。少人数の中で、日頃から一人ひとりとコミュニケーションを図り、相談しやすい環境づくりに努めています。また、短時間勤務、固定勤務の導入等家庭の状況に合わせて働くことが出来るようにしています。改善策については法人の理事会や園長会議で話し合い、具体的な計画に反映して実行しています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	『就業規則』、「職務分担表」で明確にしています。個別面談で職員一人ひとりができる目標を設定して、「自己評価表」を作成して、研修計画に基づく研修への参加等が行われています。設定した目標等については人事評価として年2回（8月・2月）に「自己評価」面談を実施して目標達成度の確認と新たな目標の設定を行っています。	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	『就業規則』や「職務分担表」、法人のスタッフポリシー「ひだまりが大切にしたいこと」に明記しています。「自己評価表」に職員に求める専門性を明示して、階層別に「求められる職員像と研修内容」で研修計画を立てて実施されています。園長、主任保育士による評価見直しも行っていきます。（資料「研修計画と具体的な内容」と「研究会一覧」にて確認）	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	個々の経験や志向、適性、個人面談等から一人ひとりの「研修計画」を作成し、新任研修、園内研修、姉妹園施設見学等や市・府・保育士協会・社会福祉協議会等の外部研修に参加しています。外部研修に参加するためのシフトや勤務状況を勘案した配慮もされています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については「実習生のしおり」を基に体制を整備し、積極的な取組をしています。（実習生受入実績：2018年度 3人）	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	ホームページや「社会福祉法人の財務省表等電子開示システム」において情報公開がされています。地域の福祉向上のための取組や苦情・相談の体制については「入園のしおり」へ記載し入園時の説明や園内に掲示されています。また苦情解決については第三者委員（複数名）を設置して掲示しています。地域へ向けての印刷物や広報誌等は園外掲示板やホームページで公開しています。	
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	<p>法人の「会計基準」が定まっており、園長は会計責任者として「辞令」で任命され職員に周知しています。委託の会計事務所による助言や法人の監事による内部監査も実施しています。ただ、評価の着眼点 ⑤公認会計士等による外部監査の活用は行われていません。</p> <p>（参考）会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益10億円を超える規模迄、至っていません></p> <p>厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、</p> <p>平成30年度 収益30億円を超える法人 又は 負債60億円を超える法人 平成31・32年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人 平成33年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人</p>	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	(コメント) 地域との関わりについて法人理念や「保育課程」「指導計画」にも明記しています。活用できる社会資源や地域の情報を園外の掲示板に掲示して提供しています。また、サマーフェスティバルに園として参加し、協働して連携を深めたり、散歩へ出かける際にも積極的に挨拶をしたり、お祭への参加等での話し合いを通じて交流を図っています。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	(コメント) 「ボランティアについてのしおり」でボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、職員会議等で職員にも周知しています。職場体験学習等で学校教育への協力を行い、『ボランティア受入れ規程』を整備して、主任保育士や園長が事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方を伝え、終了後に「感想用紙」に記入してもらい、振り返りも行われています。(ボランティア受入実績：2018年度 3人、2017年度 2人)	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	(コメント) 「関係機関や病院のリスト」を作成して、リストの回覧や職員室に掲示して情報を共有しています。また、医療機関での定期的な検診、市の保健師との連携、幼保小連絡会議や地域福祉ネットワーク会議に参加しています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
	(コメント) 月1回の地域支援「ひだまり広場」(第2週 水曜日AM10～)、離乳食講座、ベビーマッサージ、レシピの配布や育児相談等を行い地域へ参加を呼びかけています。「ひだまり広場」での活動結果は「報告書」にして振り返り、次の活動に活かしています。また避難施設には指定されていませんが、備蓄や携帯電話の充電、乳児の沐浴等の提供等でその役割を認識しています。(指定避難場所：S小学校)	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	(コメント) 市役所、同じ館内にある「子育て支援センター」と連絡を取り合ったり、地域のネットワーク会議等で情報の交換や訪問したりして福祉ニーズの把握に努めています。また、「赤ちゃんの駅(おむつ交換・授乳スペースあり、プレイルーム毎月第2水曜日AM 10-11)」の標識を掲げたり、スマイルサポーター(総研修時間：45時間受講)として園長・主任保育士の2名配置し、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて必要な支援を行っています。これらの「地域子育て支援活動」は「中・長期計画」に明示されています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	『法人理念』に「個人の人権を尊重し、健全な心身の発達と保持を保障するとともに最善のサービスの提供に努めます」と明示し、職員の名札の裏に「理念・方針等を記載したメモ」を入れて常時携帯させたり、園内・事務所に掲示したり、園内研修を行って理解を深めたりして、実践しやすいよう様々な工夫をされています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	『プライバシー保護規程』（2019年3月）を整備し、園内が乳児の生活の場になさわしい家庭的な環境とし、また、子どものプライバシーを守るようトイレ、お着替え時等の設備の工夫を行っています。不適切な事案が発生した場合の対応方法は、『プライバシー保護規程』に明示されています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	豊中市のパンフレットや情報誌に掲載したり、「入園のしおり」・「パンフレット」・「重要事項説明書」・園のホームページに詳細な分かりやすい情報を記載し、利用希望の保護者に対して保育園選択に必要な情報を積極的に提供しています。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園説明会で「重要事項説明書」を配付し、理解状況を確認しながらゆっくり丁寧に説明し、「同意書」や「誓約書」をもらっています。保育内容の変更時は、「重要事項説明書」等を変更し、変更箇所を対比し園内掲示もされる仕組みとなっています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	3月の「園だより」及び「保育だより」に、卒園後も園が窓口となって相談に応じる事や、担当者を記載しています。年度の途中で退園や転園となる子ども・保護者には、手紙を配付する仕組みで、保育の継続性に配慮した対応を行っています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)		<p>日々の保育の中で子どもの様子から満足度を把握したり、送迎時や保育参加後に個人面談、懇親会・懇談会を年に1回ずつ実施している。個人懇談は希望があれば行っています。</p> <p>2019年2月実施の保護者アンケートは、94.6%の回収率（回収35件/配付37件）で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.9の極めて高い値を示していました。</p> <p>【 保護者が感じている園の特徴 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児クラスが無いのは非常に残念です ② 一人一人の子供の気持ちに寄り添って対応してくれる ③ 職員の皆さんが明るく、親切で優しい。小さな事まで報告をしてくれる ④ 園庭がない分、外遊びでいろんな公園へ連れ出してもらえ、子供も公園の名前や特徴をおぼえ喜んでいる ⑤ 綺麗で雰囲気が良い ⑥ 若い先生とお子様のいらっしゃる先生、年配の先生のバランスが取れていて、いろんな角度から保育のアドバイスが受けられる ⑦ 給食が園手作りで、アレルギー等も細かく配慮があるので安心出来る ⑧ 給食が個々の成長に合わせて作ってくれている 	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)		<p>苦情解決の仕組みとして、苦情受付責任者は園長、受付者は主任保育士、第三者委員として近隣に在住される民生委員、主任児童委員の2名を設置し、連絡先も明記しています。（法人には、現在6つの園がありますが、第三者委員は、それぞれの園の近隣に在住される地域の異なる委員の方をお願いしています。地域に精通し、地域から信頼を集めている賜物と思われます） その苦情解決の仕組みは、外掲示板や園の玄関に掲示したり、「重要事項説明書」に記載したりして、保護者の目に触れやすくしています。また、ご意見ボックスを設置したり、2019年2月実施の無記名形式での保護者アンケートの項目にも「園への要望」の欄を設け、声を集めました。</p>	
35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)		<p>入園説明会でクラス担当だけでなく、園長、主任保育士、クラスの担当保育士等誰にでも相談できる事を説明したり、玄関に「ご意見ボックス」を設置し、いつでも保護者が意見や要望を入れることができるようになっています。また、相談スペースを設置し、プライバシーを守ることができる環境で、相談や意見を伝えやすいよう配慮しています。</p>	
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)		<p>『苦情解決運営要項』（平成28.9.1）を整備し、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を決め、職員に周知しています。毎日の送迎時や「ハンドブック」で保護者と日頃からやり取りをしており、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)		<p>リスクの種類別に責任・役割を明確にした管理体制があり、『事故防止マニュアル』、『SIDS乳幼児突然死症候群対策マニュアル』、『食物アレルギー対応マニュアル』等を整備し、改訂を行う事でノウハウを積み上げています。園で気になる事があった時やメディアを通じて事例を集め、危険源への感性を高めたり、未然防止策を行うため、「ヒヤリハット報告」を記載しています。</p>	

38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	(コメント)	看護師が衛生管理推進者となり、管理体制を構築し、『感染防止対策マニュアル』、『感染症マニュアル』があり、標準化し、誰でもいつでも見る事が出来るようにしています。又、感染症が流行る時期には、職員に対しては看護師が園内研修を行い、保護者には、毎月配布の「保健だより」に記載したり、感染症情報を玄関に掲示したりしています。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	(コメント)	10年以内に20～30%の発生確率とされている南海トラフ大地震への減災対策は、豊中市のハザードマップから、震度・内水氾濫を想定した『災害対応マニュアル』を整備し、子どもを守る為の訓練を行っています。保護者や職員の携帯電話・メールの連絡網があり、よいこネットも活用する仕組みとしています。このような備えが、昨年2018年6月18日朝7時58分頃に発生した大阪府北部地震（Mマグニチュード 6.1：豊中市震度5強）の減災に役立っていました。「備蓄リスト」には、水や食料、オムツ等を記載していますが、量的には何日分あるのかの再認識が必要です。（震度6-7クラスの場合は、入居されている最新の設備が整った頑丈なビル内に留まる方が、指定避難所S小学校に駆け込む道中の事を考慮すると、安全な場合もあり得ます）	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
	(コメント)	『規則集』や『職員としての心得』、『保育マニュアル』、『離乳食マニュアル』、『虐待防止マニュアル』（平成28年度）等、ノウハウを集積した標準化が進んでおり、保育の質の向上に役立っています。園長、主任保育士が巡回し、ねらい通りの保育が実施できているか否かを確認しています。	
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	(コメント)	「マニュアル一覧表」を作成し、どんなマニュアルがあるのかを明確にし、年度末のマニュアルの見直しで漏れが無いようにしています。改訂では子どもの様子や職員の声を反映したものにし、変更箇所が分かる様に工夫しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
	(コメント)	「保育課程（全体的な計画）」に基づいた年間・月・週案等の「指導計画」は、各クラス担任が作成し園長・主任保育士が確認しています。食事関係は栄養士、健康面は看護師や園医に相談し、保育の為の協議を行っています。「個人指導計画」にて毎月の狙いや振り返り、生活記録や保護者への支援を記録し、個々の発達段階や家庭背景等を踏まえた配慮を計画し関わっている。状況に応じて、全職員間でこういった配慮が必要かを情報共有しています。	
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
	(コメント)	クラスの打ち合わせや園内研修で定期的に見直し・改善を行ったり、打ち合わせをした「議事録」は職員間で回覧し周知しています。職員の指導計画振り返りを基に、主任保育士・園長が評価・見直しを行い、PDCAサイクル（Plan 計画策定 → Do 実行 → Check 評価 → Act 見直し）を回して保育の質の向上を行っています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a

(コメント) 法人で統一した様式で、「個別指導計画(生活記録)」、「健康診断表」、「生活調査票」等の子どもの記録を作成しています。各職員による記入内容・方法のバラツキを抑える為に、記入の仕方の「見本」があり、いつでも見る事が出来るように準備したり、新任の職員には4月に書き方を指導したりして、最低限の質の保証が出来る様に配慮しています。また、各クラスの子どもや保護者の情報を職員会議等で伝え合い共有したり、「伝達ボード」や「伝達ノート」で全職員が情報を共有できるようにしています。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 a

(コメント) 改正個人情報保護法(施行:2017年5月30日)に準拠した『個人情報取扱規定』を整備し、第7条(管理原則)第15条(安全管理措置)の項目で個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法を記載しています。個人情報は原則持ち出し禁止とし、円滑な運営の為に、やむを得ず職員が情報を持ち出す場合は、必ず園長の許可を得ると共に、「個人情報持ち出し記録」を記載するルールとし、パスワード付きの園用USBを使用し、その保管を厳正に管理しています。子どもの記録の保管期間については、『文書管理規程』にて定め、職員に周知徹底しています。保護者には、「入園のしおり」に管理方法を記載し、説明会で伝えています。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程（全体的な計画）の編成		
A①	A-1-(1)-①	<p>保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程（全体的な計画）を編成している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
	(コメント)	『保育課程（全体的な計画）』は、「改訂保育所保育指針」、法人の方針・目標を基盤として編成されています。「保育方針」では、人的・物的環境構成の重要性を謳い、子どもが現在を最もよく生き望ましい未来を作り出す力の基礎を培うための環境を整備し提供する保育を、具体的に実践することを目指しています。今年度内に、全職員参画のもと、次年度に向けてきめ細かく反省・見直しを行っていく予定です。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-①	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
	(コメント)	子どもが心地よく過ごす場でありたいとの願いを込めて設計された保育室は、木のぬくもりが感じられ、自然光を取り入れる工夫等があり、明るく清潔で、温かな環境が整備されています。衛生・安全面での配慮を適切に行うため、日々点検と確認を行っています。可動式の棚を有効に活用して、生活と遊びのスペースを仕切り、食事、午睡、遊び等で大人と子どもの動線が混乱せず、安心して生活できるように配慮されています。
A③	A-1-(2)-②	<p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
	(コメント)	「連絡ノート（ハンドブック）」や送迎時の保護者との関りを通して、子どもの育ちや家庭の状況をきめ細かく把握しています。乳児期の子ども一人ひとりが安心して過ごせ自己表現できるように丁寧に寄り添い受け止め、思いを代弁したり「言葉を手渡す」姿勢で、穏やかに肯定的な言葉で語りかけるよう配慮しています。日常的に主任保育士が保育者の子どもへの関りや言葉かけに対する具体的な助言を行っており、スキルアップしあう土壌があることが確認できます。
A④	A-1-(2)-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
	(コメント)	個別の指導計画に基づき、個々の育ちに合わせて子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、無理強いをせず援助しています。特に排泄に関しておむつからパンツに切り替える時期は、一人ひとりの排尿間隔をきめ細かく把握し、家庭と連携しながら急ぐことなく丁寧に進めています。一日の活動は静と動の遊び、活動と休息のバランスが保たれるように組み立て、子どもがせかされず主体的に過ごせるように配慮しています。
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
	(コメント)	子どもが興味を持って好きな遊びを自由に選択、楽しめる環境を整え、主体性を育む保育を大切にしています。遊びのコーナーでは、粗大運動、微細運動を保障できるコーナーが適切に配置され、様々な玩具を常備し、子どもが存分に遊びこめるように配慮しています。
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
	(コメント)	基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、担当制を実施し、保育者との親密な愛着関係が築かれるように1対1での関りを大切にしたりした保育を実践しています。継続的に個別の指導計画を立て、きめ細かく発達を援助するようにしています。子ども一人ひとりの生活リズムに合わせて、午睡や休息ができるスペースを確保するなど、家庭に近い環境で生活できるように配慮されています。

A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	0歳児から継続して担当制を実施し、一人ひとりの育ちに合わせて、排泄、着脱、食事、睡眠、清潔等の基本的な生活習慣の自立を急ぐことなく、自分でしようとする意欲を尊重し、個々の育ちにに応じて丁寧に伝えていきます。特に着脱に関しては、自立に向かうための手順を統一して援助しています。	
A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	対象外
	(コメント)	乳児保育園の為、該当せず	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	対象外
	(コメント)	乳児保育園の為、該当せず	
A⑩	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	一日を通して室内、戸外遊びをバランスよく取り入れ、子ども主体の生活となるよう工夫しています。家庭的な雰囲気ですっきりと過ごせるよう、マットや様々な遊びのコーナーを整備し、好きな遊びを存分に楽しめるようにしています。また、「伝達ノート」を活用して職員間の引継ぎを丁寧に行い、子どもの様子を確実に伝えるようにすることで、保護者の信頼と安心を得ています。	
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	対象外
	(コメント)	乳児保育園の為、該当せず	
A-1-(3) 健康管理			
A⑫	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント)	『健康管理マニュアル』に基づき、「年間保健指導計画」を立て、一人ひとりの心身の健康状態をきめ細かく把握しています。看護師による体調管理は日々行われており、保護者には保健だよりを通じて子どもの健康に関する方針や取組、感染症対策などをタイムリーに掲載し伝えていきます。SIDS(Sudden Infant Death Syndrome)に関する必要な知識については全職員が周知し、実践しています。 【 看護師による健康・保健面での取り組み 】 園児の発育状況や健康状態を把握し、異常の早期発見ができるよう、毎日の視診、月1回の身体測定、年4回の内科検診、年2回の歯科検診の他、手洗い指導等を行っています。保護者へは、月に1度の保健だよりや掲示板でのお知らせを通して、流行している感染症や対処法等の啓発をしています。職員へは豊中市消防局の方から救命講習を受けたり、リスクマネジメントや衛生管理、感染症への周知や実践を行ったりし、共通理解を深めています。又、市や法人での看護師会議を行う事で感染症や事例等の情報共有を行っています。	
A⑬	A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	(コメント)	健康診断、歯科健診の「結果記録」を確認しました。保護者には結果を報告し有効活用されるよう家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導等を行っています。保育内容においては、歯科健診の結果を反映させて、年齢や一人ひとりの育ちに合わせてうがいや歯磨きなどの援助を行っています。	
A⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	(コメント)	『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』に基づいた『食物アレルギー対応マニュアル』（2016年9月）を作成し、主治医からの指示書を年2回提出してもらい、個々の子どもの状況に合わせて、アレルギー除去食の提供や皮膚疾患薬の塗布を行っています。アレルギー除去食の提供にあたっては、誤食がないように徹底してチェックを行うとともに、他児の食事内容とできるだけ見た目や栄養面で相違ないように、食材を工夫する等の配慮もなされています。	

A-1-(4) 食事	
A⑮	<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p style="text-align: right;">a</p> <p>(コメント)</p> <p>【 栄養士による食育の取り組み 】</p> <p>旬の食材を取り入れ、薄味、和食を中心とした献立作成を行いました。クッキングでは野菜の型抜きやおにぎり作り、ピザ作り等を行い、作る楽しさを感じられるよう、子どもの関心や年齢に合わせた内容を保育士と相談しています。又、乾燥わかめを水で戻し変化していく様子を観察し、戻す前の感触いや匂いを感じる事をねらいとし、食材にも関心を持つ事ができるようにしています。そして業者の方々の写真を掲示し、園で使用している食材を誰が運んでいるのか知った上で口にする事ができるようにしています。</p>
A⑯	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p style="text-align: right;">a</p> <p>(コメント)</p> <p>『給食衛生管理マニュアル』、『離乳食マニュアル』に基づき、子ども一人ひとりの発育状況、体調等を考慮し、量・形状にも工夫をして提供しています。栄養士は子どもの食事の様子を観察し、子どもの反応も踏まえて、喫食量を把握し記録しています。「検食簿」・「残食調査」の結果を踏まえて、次月以降の献立・調理の工夫に反映させています。また季節に応じた行事食や、旬の食材を取り入れた献立を多く取り入れて提供しています。栄養士を中心に衛生管理の体制を確立し、「衛生管理表」「自己管理点検表（改訂された厚労省平成29年6月大量調理施設衛生管理マニュアルが要求する11項目の点検項目あり）」を記録し、衛生管理が適切に行われています。また、厨房で使用しているT社製の中心温度計の校正状態も確認しました。</p>

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p style="text-align: right;">a</p> <p>(コメント)</p> <p>保護者とは、「連絡ノート（ハンドブック）」や送迎時の関りを通じて日々緊密に情報交換をしています。保育参加は保護者の都合に合わせてできるだけ参加していただけるように、半年の期間を設定しているため参加率がよく、保育内容を知る機会となり高評価を得ています。「園だより」、「クラスだより」、ドキュメンテーション（写真）では詳細に個々の子どもの様子を伝えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p style="text-align: right;">a</p> <p>(コメント)</p> <p>保護者との信頼関係を築くため、クラス懇談会や個人懇談会、また日々のコミュニケーションを大切にしています。保護者の相談には、スマイルサポーター（子育て支援相談員）の資格を持つ園長・主任保育士が中心となり、随時対応しています。必要がある場合は子ども家庭センターに繋げる役割も担っています。子育て支援事業（ひだまり広場）では、栄養士による離乳食の試食会やふれあい遊び等の講座を取り入れ、地域に開かれた支援となっています。</p>	

A⑱	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	(コメント)	『虐待防止マニュアル』(平成28年6月)を作成し、「チェックリスト」に基づき虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう職員に周知徹底し、子どもの心身の状態や家庭での養育状況についての把握に努めています。『豊中市児童虐待防止対応マニュアル』(平成30年3月)を参考に、定期的に「チェックリスト」の充実などの見直しを行っていく予定です。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A⑳	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
	(コメント)	月案・週案・日案、個別指導計画等で保育の評価・反省を詳細に記載し、主任保育士による添削指導、園長の確認が丁寧に行われています。子どもの心情、意欲、取り組む過程に配慮した保育実践を行っていくために、日々互いに振り返る機会を持ち、専門性の向上に努めています。自己目標を定めた自己評価は年2回行い、園長に提出しています。	

	評価結果
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助			
A㉑	A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	(コメント)	子どもの人権を大切にする保育を行う中で、体罰や、暴言を伴わない援助について職員会議や研修で伝え指導しています。『虐待防止マニュアル』(平成28年6月)や『就業規則』に体罰禁止を明記しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	豊中ひだまり保育園をご利用中の保護者
調査対象者数	37人 (回収 35人 回収率 94.6%)
調査方法	無記名アンケート形式による調査 (2019年2月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

2019年2月実施の保護者アンケートは、94.6%の回収率(回収35件/配付37件)で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.9の極めて高い値を示していました。
(クラス別 0歳児めばえ組 満点5点、1歳児つぼみ組 4.9点、2歳児かえで組 4.9点)

アンケート項目1番 保育園の保育理念、保育方針をご存じですか？

回答 ⑤よく知っている7(20.0%) ④まあ知っている18(51.4%) ③どちらともいえない4(11.4%) ②あまり知らない3(8.6%) ①まったく知らない0(0%) ①未記入3(8.6%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	①	計
0歳	めばえ組	0	3	1	0	0	0	4
1歳	つぼみ組	2	7	2	1	0	3	15
2歳	かえで組	5	8	1	2	0	0	16
合計		7	18	4	3	0	3	35

⑤ よく知っている 7(20.0%) + ④ まあ知っている 18(51.4%)
= 合わせて 25 (71.4%) 高い認識度です

満足度を5段階評価で言うと 保護者総合評価満足度 園平均 4.9 ☆ 極めて高い
⑤満足32(91.4%) ④やや満足3(8.6%) ③どちらともいえない ②やや不満 ①不満 ①未記入0(0%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	①	計
0歳	めばえ組	4	0	0	0	0	0	4
1歳	つぼみ組	13	2	0	0	0	0	15
2歳	かえで組	15	1	0	0	0	0	16
合計		32	3	0	0	0	0	35

【 保護者が感じている園の特徴 】

- ① 幼児クラスが無いのは非常に残念です
- ② 一人一人の子供の気持ちに寄り添って対応してくれる
- ③ 職員の皆さんが明るく、親切で優しい。小さな事まで報告をしてくれる
- ④ 園庭がない分、外遊びでいろんな公園へ連れ出してもらえ、子供も公園の名前や特徴をおぼえ喜んでいる
- ⑤ 綺麗で雰囲気が良い
- ⑥ 若い先生とお子様のいらっしゃる先生、年配の先生のバランスが取れていて、いろんな角度から保育のアドバイスが受けられる
- ⑦ 給食が園手作りで、アレルギー等も細かく配慮があるので安心
- ⑧ 給食が個々の成長に合わせて作ってくれている

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等